子ども医療費の助成方法が変わります

病院、薬局での一部負担金の支払いが不要になります

すべての健康保険で、６月診療分から県内の保険医療機関で受診する場合は、医療費の助成は「現物給付（窓口での一部負担金の支払いがなく、医療機関が直接町に請求すること）」となりますので、窓口での負担はありません（５月診療分までは今までどおり）。

◎ 償還払い（窓口で医療費の一部負担金を支払い、領収書を貼付して申請することで助成を受けること）となるもの

- 入院分（医療機関および金額にかかわらずすべての入院）
- 県外の医療機関を受診した分
- 治療用装具等で健康保険適用を認められたもの
- その他一部負担金を支払われた分

※ 学校等（幼稚園、保育所、学校）管理下での災害による受診の場合は、災害共済給付の対象となりますので、現物給付は利用されないようお願いします。

※ 県内の保険医療機関を受診の際には、毎回必ず、健康保険証と受給者証をあわせて提示してください。提示がない場合は、現物給付の利用はできません。

※ ５月下旬に新しい受給者証（ピンク色）を郵送しますので、ご確認ください。
旧受給者証（オレンジ色）は６月受診分からは使用できませんので、各自で処分されるか、子ども課までご返却ください。

※ 資格申請がお済みでない方は、申請が必要です。

	旧　制　度 （５月診療分まで）	新　制　度 （６月診療分から）
町国保、協会けんぽ、 防衛省共済加入者	町内医療機関を受診した場合の 一部負担金の支払い不要 （21,000 円未満に限る）	県内医療機関の 外来受診の **一部負担金の支払い不要**
上記以外の健康保険加入者 （組合、共済、組合国保等）	すべて一度支払ってから 町に助成申請	

問い合わせ先　役場子ども課子育て支援係　☎２８６－３１１１　内線２６２